

静岡県告示第788号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年10月15日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年10月15日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
362号	榛原郡川根本町下長尾字大ナキ 1908 番の 135 から 榛原郡川根本町下長尾字大ナキ 1908 番の 136 まで	令和3年10月15日